



市民集会

それって  
必要？

# 法廷内での手錠・腰縄

こんな  
の日本  
だけ  
!?

## □ 主なゲスト・講師



### SUN-DYU 氏

シンガーソングライター。メジャーデビューを目前に控えていた矢先、無実の罪で逮捕・起訴される。後に無罪となるが、自身の経験から冤罪被害撲滅を訴える。現在はマイク・サン・ライブというユニットで冤罪撲滅ライブを各地で展開中。NHKで「逆転人生」として報道される。



### 斎藤 司 氏

龍谷大学法学部教授。専門は刑事訴訟法。法廷内での手錠・腰縄に、どのような法的問題点があるのか解説していただく。

私のお父さんが逮捕された——

普段はスーツの似合うお父さん。法廷で再会したときには、手錠をされ、腰縄をつけられていた。

裁判は無罪推定の原則があるのに、なぜ？

手錠や腰縄をつけられた状態で、裁判官に自分の言いたいこと、言えるのだろうか——

本集会では、海外(韓国・EU 諸国)における被疑者被告人の処遇の方法についての調査報告や実際に被告人として手錠・腰縄を経験した(後に無罪が確定)方との対談、学者による法律上の問題点など、さまざまな角度から法廷内での手錠・腰縄問題について考えます。

日時

2018.9.15(土)  
14:30~16:40

場所

大阪弁護士会館  
2階201・202ホール

定員

120名・先着順

市民の方・弁護士 参加無料

それって必要？

# 法廷内での手錠・腰縄 こんな日本だけ!?

## 【参加申込欄】 FAX 06-6364-7477

大阪弁護士会委員会部司法課(法廷内手錠腰縄問題に関するPT事務局)宛)

お名前		参加人数	名
電話番号		登録番号*	

\*弁護士会員のみ記入

※ ご参加希望の方は、必要事項を記入のうえ、FAXにてお申込みください。また、大阪弁護士会ホームページ・イベント欄からお申込みいただけます。

※ いただいた情報は、大阪弁護士会プライバシーポリシーに則って管理し、本集會の申込管理のために利用する他、目的外利用はいたしません。

## プログラム

### オープニング・ムービー

※1回約6分間。会場～開演の間、複数回会場前方のスクリーンで上映します。

[あらすじ] お父さんが逮捕されたー お金を貸していた友人の家に催促に行ったとき、言い争いになり、お金は返してもらったものの、後になって脅迫されたと言われたのです。法廷で、久々に会った父の姿ー手錠・腰縄を施されて入廷した父。張りつめた緊張感の漂う雰囲気の中、審判が始まりました。大切な家族のこのような姿が公開の法廷でさらされてしまう。刑事裁判は「無罪推定の原則」であるはずなのに。法廷に入ってきたときから、私には、父は罰を受けているように見えましたー

### 歌と訴え

シンガーソングライター SUN-DYU 氏



大阪を拠点に地道に歌手活動を続け、メジャーデビューを目前にしたSUN-DYUさんが、「泉天津コンビニ窃盗事件」の被疑者として、突然の逮捕・起訴。以後302日間勾留。無実を訴え続けたその間、法廷では手錠・腰縄の姿をさらされてきました。幸い、裁判では家族や友人の支援

によってアリバイが明らかになり、証拠とされた指紋も別機会についたものと認定され無罪判決が確定。現在はマイク・サン・ライブというユニットで冤罪撲滅ライブを展開中。NHKで「逆転人生」として報道される。

### 【報告】韓国とヨーロッパ諸国における法廷内の被疑者・被告人の処遇について

大阪弁護士会法廷内手錠腰縄問題に関するPT委員

### 【講演】起訴前・起訴後の勾留における法的問題点

龍谷大学法学部教授 斎藤司 氏



専門は、刑事訴訟法：証拠開示、被疑者・被告人の身体拘束のあり方、再審請求審の手続保障等。本集會では、研究者の立場から、被疑者被告人の身体拘束の在り方について、手錠・腰縄に果たしてどのような法的問題点があるのか考えます。

### 【対談】法廷で手錠・腰縄を施される精神的負担とは

シンガーソングライター SUN-DYU 氏×国民救援会 伊賀カズミ氏

### 【特別報告】国賠訴訟判決を受けて

## 大阪弁護士会館アクセス



### 【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

## 一時保育サービスを実施します

[対象]原則、首がすわっている乳児～未就学児

[時間]講演会開始15分前～終了15分後まで

・一時保育を希望される方は、開催10日前までに大阪弁護士会委員会部司法課(鬼塚)宛にお電話(TEL06-6364-1681)にてお申込みください(本集會の申込とは別にお申込・お手続が必要です。)

・お申込人数により、お断りさせていただく場合もございます。悪しからずご了承ください。



大阪弁護士会では、個別の刑事裁判において、手錠・腰縄をしたまま被疑者・被告人を入廷させないよう、また、傍聴者に手錠・腰縄を見せないような措置を求める取組みをしています。